

上富良野町長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱

(平成21年 5月18日決定)

(平成23年 4月21日決定)

(平成28年 3月18日決定)

(令和 3年 3月23日決定)

(令和 4年 2月18日決定)

(令和 4年 9月30日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、上富良野町町長（以下「町長」という。）が行う長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「計画等」という。）の認定、変更の認定及び地位の承継（以下「認定等」という。）に関して必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 計画等は、法第6条第1項第1号から第8号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 法施行規則第4条に適合し、法施行規則第4条第1号に定める一戸建ての住宅の床面積の合計は75㎡とし、法施行規則第4条第2号に定める共同住宅等の一戸の床面積の合計は40㎡とする。（法第6条第1項第2号関係 住宅の規模）

3 良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。（法第6条第1項第3号関係 居住環境の維持及び向上に配慮する事項）

(1) 住宅を建築しようとする地域又は認定を受けようとする住宅がある地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号の計画（以下「地区計画等」という）

イ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画

(2) 住宅を建築しようとする地域又は認定を受けようとする住宅がある地域に、次の各号に掲げる協定等のうち、別途、町長が指定する協定等が定められている場合は、その協定等に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

イ 景観法第81条第1項に規定する景観協定

ウ その他上富良野町の定める条例及び要綱等

(3) 認定を受けようとする住宅が都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内にないこと。ただし町長が長期に渡って存続できると認めた場合はこの限りではない。

4 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮する事項は、次のとおりとする。（法第6条第1項第4号関係 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮する事項）

(1) 認定を受けようとする住宅が、次の各号に掲げる区域内ではないこと。ただし、区域の指定が解除されることが決定している場合又は解除されることが確実と見込まれる場合並びに町長が長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りではない。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

（事前審査）

第 3 条 申請者は、町長に申請書を提出する前に、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書又は、同条第 4 項に規定する住宅性能評価書の交付を受けるものとする。

（事前届出等）

第 4 条 申請者は、町長に申請書を提出する前に、第 2 条第 3 項に定める基準に規定されている地区計画等、景観計画、建築協定及び景観協定並びにその他条例及び要綱等に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

（認定申請）

第 5 条 申請者は、法第 5 条第 1 項から第 7 項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第 2 条に規定する認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 法第 5 条第 1 項から第 5 項に規定する認定の申請に併せて法第 6 条第 2 項の申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前項の申し出に、建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部建築性能試験センターの判定を受けるものとする。

（認定申請に必要な図書）

第 6 条 申請者は、法施行規則第 2 条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

（1）第 3 条に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

（2）第 2 条第 3 項に定める良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する基準に適合することを確認するために必要な第 4 条の通知書等の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し。

（3）住宅型式性能認定書（品確法第 31 条に規定するもの。）の写し

（住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に限る。）（住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第 5 条の規定するもの。）の申請において明示することを要しないとして指定されたものを省略することができる。）

（4）型式住宅部分等製造者認証書（品確法第 33 条に規定するもの。）の写し

（住宅である認証型式住宅部分等（品確法第 40 条に規定するもの。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に限る。）（型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものを省略することができる。）

（5）特別評価方法（品確法第 58 条に規定するもの。）による証明書の写し

（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査

を要する場合に限る。)

(認定の通知)

第7条 町長は、計画等の認定をするときは、法第7条の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(計画等の変更申請)

第8条 申請者は、法第8条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第8条に規定する変更認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。

3 申請者は、法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合における変更の認定の申請をするときは、法施行規則第11条に規定する変更認定申請書を町長に提出しなければならない。

4 申請者は、法第9条第3項に規定する区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更の認定の申請をするときは、法施行規則第13条に規定する変更認定申請書を町長に提出しなければならない。

(変更認定の通知)

第9条 町長は、法第9条第1項に規定する譲受人の決定及び同条第3項に規定する管理者等の選任をした場合における変更の認定をするときは、法第7条の規定により、申請者へ変更認定通知書を交付する。

(地位の承継)

第10条 法第10条第1項第1号及び第2号に規定する承認を受けようとする者は、法施行規則第14条に規定する承認申請書を町長に提出しなければならない。

(地位の承継の承認)

第11条 町長は、地位の承継の承認をするときは、法施行規則第15条の規定により、申請者へ承認通知書を交付する。

(取り下げ届)

第12条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届(別記様式第1号)1部を町長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第13条 認定計画実施者(計画等の認定を受けた者)は、認定長期優良住宅建築等計画の建築若しくは維持保全又は認定長期優良住宅維持保全計画の維持保全を取りやめるときは、取りやめ届(別記様式第2号)1部に認定通知書を添えて、町長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第14条 法第5条第1項から第5項の規定に基づく認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書(別記様式第3号)1部に建築士法第20条第3項による工事監理報告書(写)、軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付し、町長に提出しなければならない。

2 法第12条により町長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書(別記様式第4号)1部を町長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第15条 町長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画等の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記様式第5号)を申請者に送付するものとする。

(承認しない旨の通知)

第16条 町長は、地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書(別記様式第6号)

を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第 17 条 町長は、法第 13 条第 1 項から第 3 項の改善命令は、町長が必要と認めるときに、改善命令書（別記様式第 7 号）により行うものとする。

(認定の取り消し)

第 18 条 町長は、法第 14 条第 1 項第 1 号の規定による認定の取り消しは、町長が必要と認めるときに、認定取消通知書（別記様式第 8 号）により行うものとする。

2 町長は、法第 14 条第 1 項第 2 号の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書（別記様式第 9 号）により行うものとする。

3 町長は、法第 14 条第 1 項第 3 号の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書（別記様式第 8 号）により行うものとする。

(その他)

第 19 条 前条までの規定により難しい場合は、別途、町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。